

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案

1 改正の理由

令和 8 年 3 月に「第 5 次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定されたことを受けて、国家公務員において、犯罪被害者支援等の観点から、被害者参加人として裁判所等に出頭することが特別休暇（官公署出頭休暇）の対象に追加されたことから、国に準じて本県でも同様の改正を行うため。

2 改正の概要

(1) 官公署出頭休暇の対象拡大

職員が、刑事訴訟法の規定に基づく被害者参加人（殺人、傷害等の重大犯罪の被害者やその配偶者・親族として、裁判所から刑事裁判への参加を許可された者）として裁判所等に出頭する場合についても、官公署出頭休暇を取得できることとするもの。

(2) その他

ア 施行時期は公布日からとする。

イ その他必要な規定の整理を行う。

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例
案要綱

1 改正の理由

令和 8 年 3 月に「第 5 次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定されたことを受けて、国家公務員において、犯罪被害者支援等の観点から、被害者参加人として裁判所等に出頭することが特別休暇（官公署出頭休暇）の対象に追加されたことから、国に準じて本県でも同様の改正を行うため、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成 6 年滋賀県条例第 49 号）ほか 2 条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 次に掲げる条例について、職員が被害者参加人として裁判所等に出頭することを理由に休暇を願い出たときは、特別休暇を与えることができることとします。

ア 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例

イ 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和 33 年滋賀県条例第 20 号）

ウ 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和 33 年滋賀県条例第 24 号）

(2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条～第18条 省略 第19条 職員が次に掲げる理由により正規の勤務時間中に勤務することができない場合において、職員から願出があったときは、任命権者は、その都度必要と認める期間を特別休暇として与えることができる。 (1)～(3) 省略 (4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭 (5)・(6) 省略 第20条以下 省略	第1条～第18条 省略 第19条 職員が次に掲げる理由により正規の勤務時間中に勤務することができない場合において、職員から願出があったときは、任命権者は、その都度必要と認める期間を特別休暇として与えることができる。 (1)～(3) 省略 (4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等<u>または被害者参加人</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭 (5)・(6) 省略 第20条以下 省略

滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条～第19条 省略 第20条 職員が次に掲げる理由により正規の勤務時間中に勤務することができない場合において、職員から願出があつたときは、任命権者は、その都度必要と認める期間を特別休暇として与えることができる。 (1)～(3) 省略 (4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭 (5)・(6) 省略 第21条以下 省略	第1条～第19条 省略 第20条 職員が次に掲げる理由により正規の勤務時間中に勤務することができない場合において、職員から願出があつたときは、任命権者は、その都度必要と認める期間を特別休暇として与えることができる。 (1)～(3) 省略 (4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等<u>または被害者参加人</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭 (5)・(6) 省略 第21条以下 省略

滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条～第18条 省略 第19条 職員が次に掲げる理由により正規の勤務時間中に勤務することができない場合において、職員から願出があつたときは、本部長は、その都度必要と認める期間を特別休暇として与えることができる。 (1)～(3) 省略 (4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭 (5)・(6) 省略 第20条以下 省略	第1条～第18条 省略 第19条 職員が次に掲げる理由により正規の勤務時間中に勤務することができない場合において、職員から願出があつたときは、本部長は、その都度必要と認める期間を特別休暇として与えることができる。 (1)～(3) 省略 (4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等<u>または被害者参加人</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭 (5)・(6) 省略 第20条以下 省略